

「地方公共団体の情報システムの標準化・共通化」

令和3年6月1日
総務省自治行政局

地方公共団体の情報システムの標準化に向けた取組

- 住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系情報システム）は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
 - ・ **情報システムの差異の調整が負担**となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組みを、**迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が生じている。
- こうした課題を解決するため、**地方公共団体の情報システムの標準化を推進することが必要。**

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタル・ニューディール）
 - (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行
 - (2) 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

6. 個別分野の取組
 - (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - iii) スマート公共サービス

② 地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

第2 地方行政のデジタル化

3 取組の方向性

(2)地方公共団体の情報システムの標準化

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに関する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

具体的には、

- ・標準の設定に当たっては、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定し、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させるとともに、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- ・標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な種類の事務がシステム上一体的に処理されている実態を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがある事務を対象とすること
- ・対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること
- ・システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、団体規模による差異とともに、業務の内容や組織のあり方について地方公共団体が有する自主性に配慮すること
- ・標準を設定する主たる目的が、住民等の利便性向上や地方公共団体の負担軽減であることを踏まえ、地方公共団体が、合理的な理由がある範囲内で、説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすること

が必要である。

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

住民記録システム標準仕様書 [第1.0版] (概要)

自治体システム等標準化検討会 (住民記録システム等標準化検討会) 取りまとめ

(令和2年9月11日 公表)

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

- ・複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供
- ・各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
 - ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
 - ・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- ・全ての市区町村
- 指定都市、中核市等、一般市区町村（人口20万未満）の区分に応じて異なる要件を設定している項目もある

標準準拠の基準

- ・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

改定

- ・制度改正、自治体等による機能改善の提案、新たな技術開発等があった場合には、仕様書の改定を想定

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- ▷本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

第2章 業務フロー等

- ▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載

第3章 機能要件

- ▷住民記録システムが管理する住民データ等の項目を統一
- ▷転入・転出などの異動処理のための機能を統一
- ▷除票用データベースのレイアウトを統一
- ▷汎用的なデータ抽出機能により様々な統計ニーズへ対応
- ▷CSV形式でのデータ取り込みによる窓口事務の効率化 等

第4章 様式・帳票要件

- ▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

第5章 データ要件

- ▷データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化(文字情報基盤文字の活用)

第6章 非機能要件

- ▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省)に従うことを基本とする

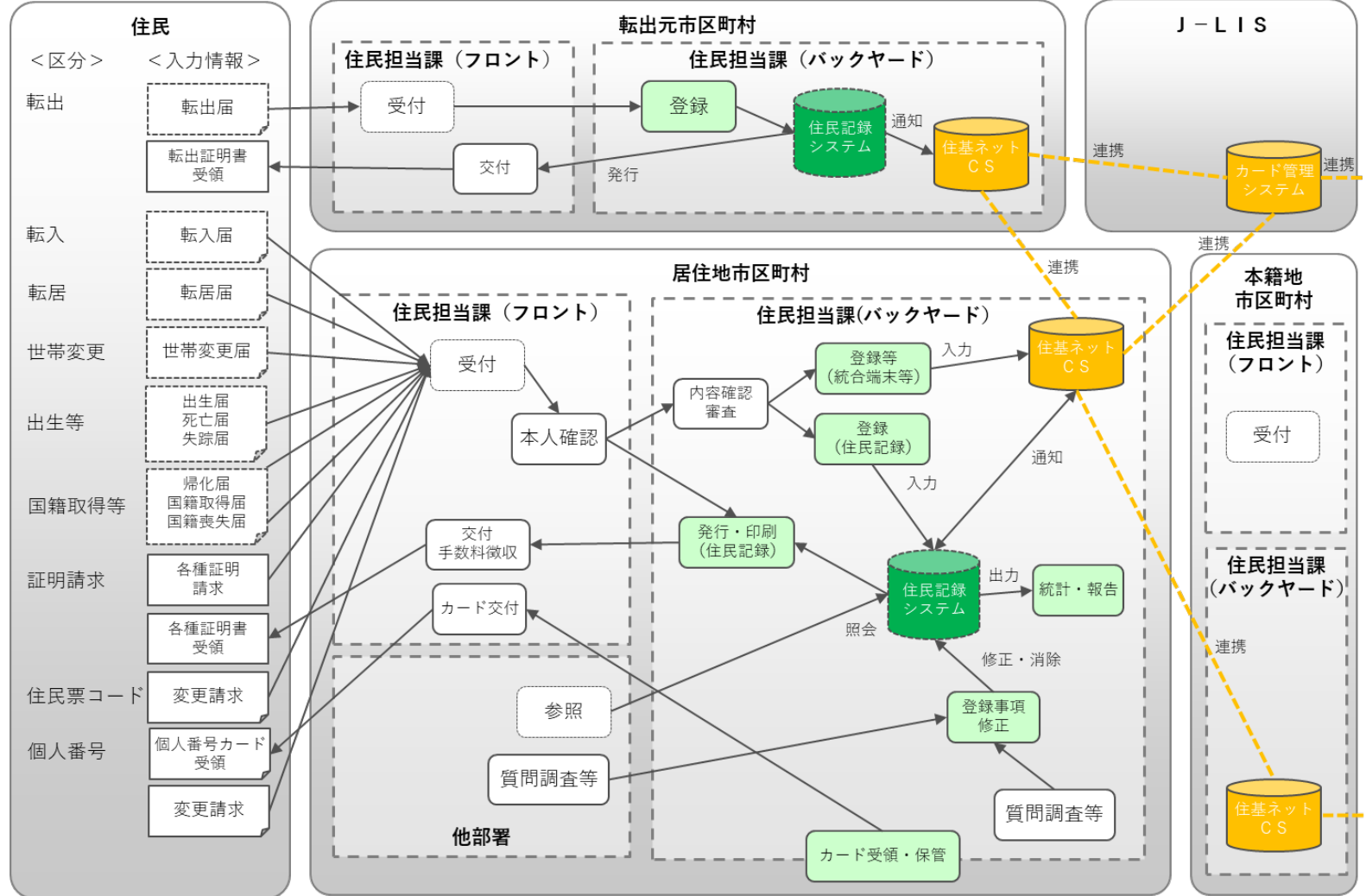
第7章 用語

- ▷本仕様書で使用される用語を定義

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】に基づく業務概要（全体図）の案

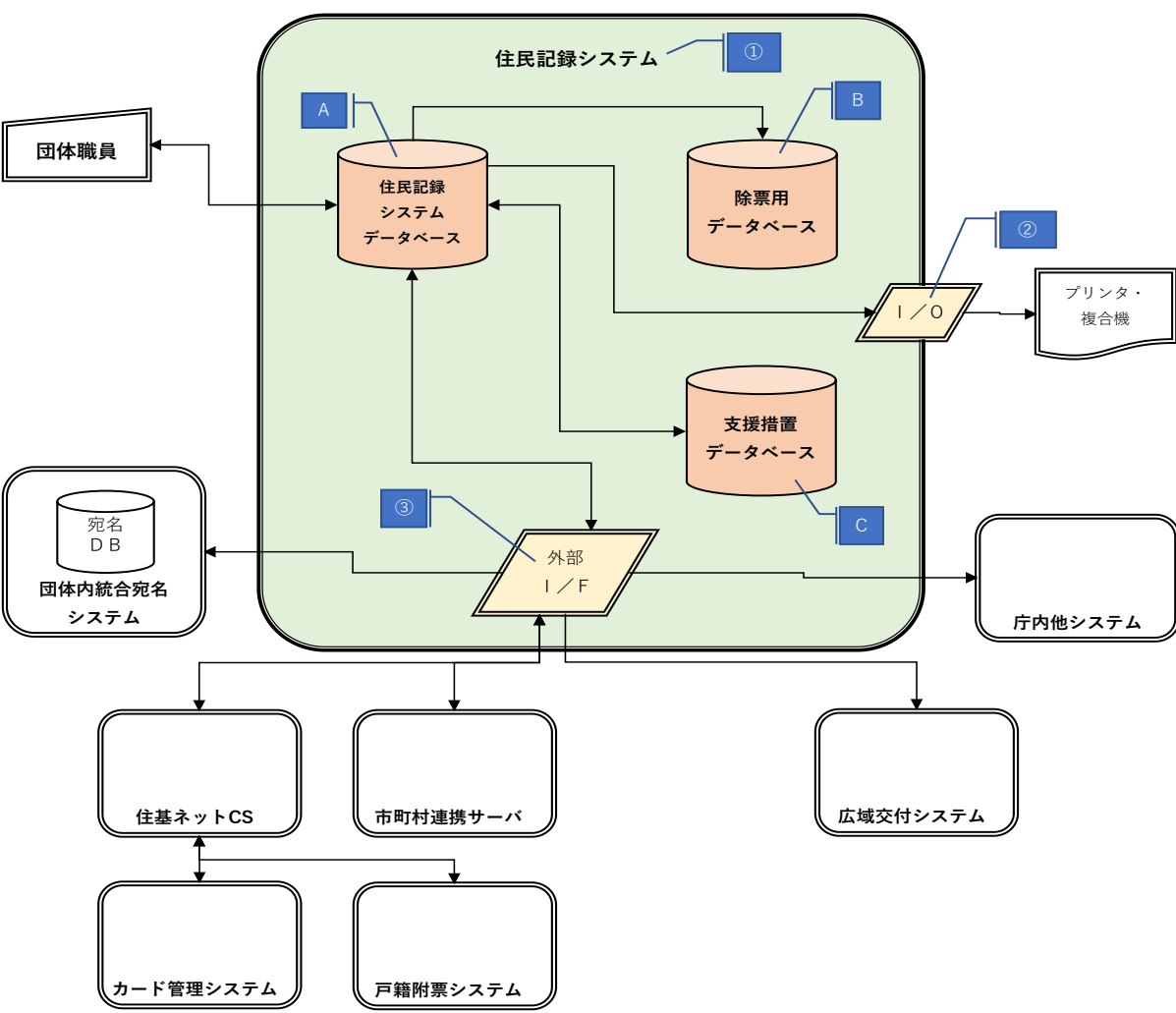
○業務概要(全体図)は、いずれの市区町村においても実施している統一的な業務に範囲を規定し、業務機能の構成と業務機能相互の関連をモデル化したもの。

○住民記録業務では、業務の基点となる住民、当該住民に係る住民記録業務を行う住所地の市区町村及び転出地市区町村の範囲において、職員が行う「受付」「審査」「登録」「通知」「交付」といった業務機能の関連とその情報の流れを示す。



住民記録システム標準仕様書【第1.0版】に基づくシステム構成図の案

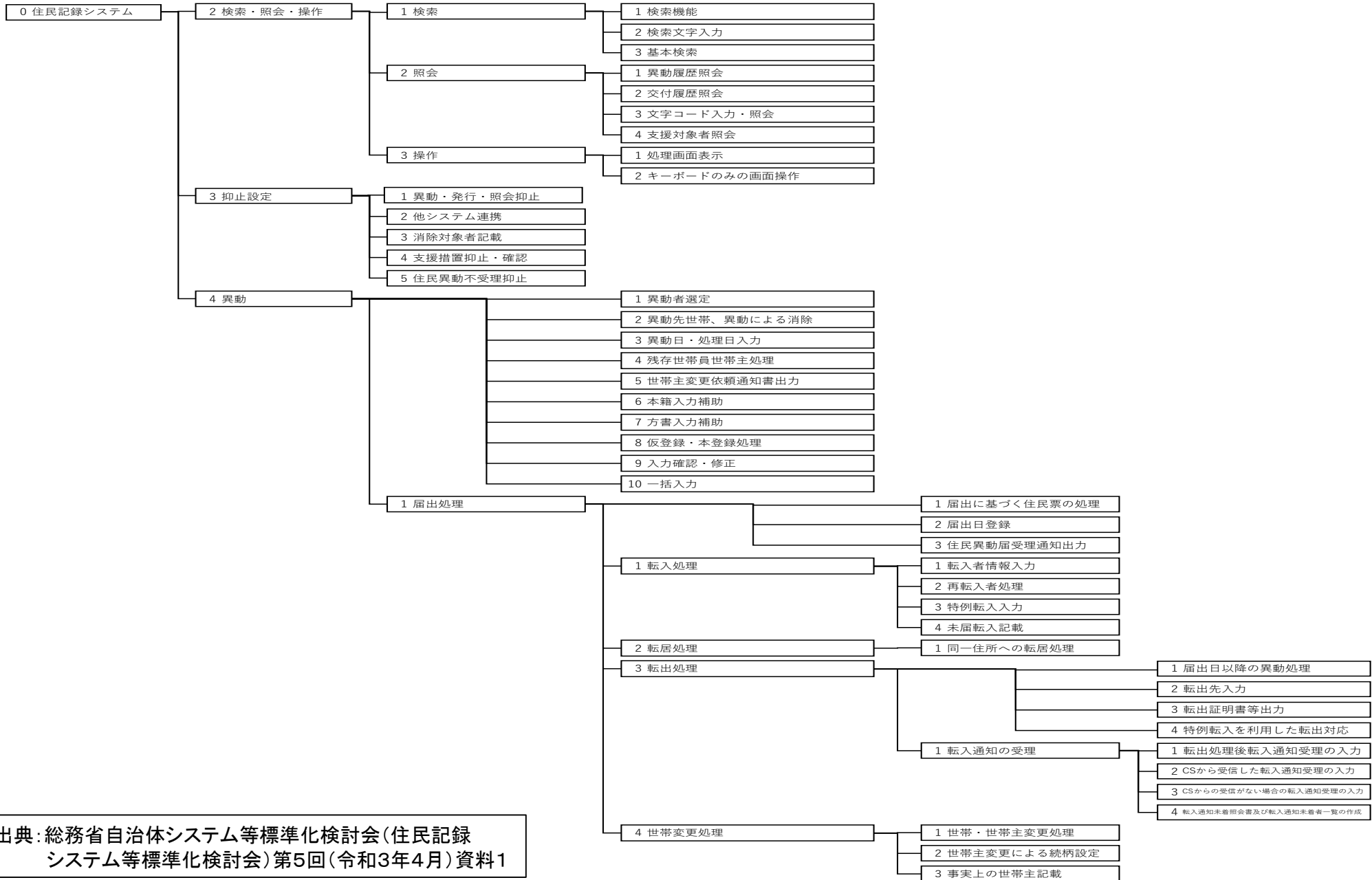
○システム化検討の範囲の事務を実施するためのシステムの構成図並びにデータベースに含まれる情報及びシステムにおいて実行する機能を整理する。



データベース・テーブル情報(データベース・テーブルに含まれる情報)	
A	住民記録システムで管理する日本人住民及び外国人住民のデータを保持する。本データベースに保持する情報は、「住民票記載事項に当たる項目」、「住民票のその他の項目」の全ての最新データとする。
B	住民記録システムで管理する住民票の除票のデータを保持する。本データベースに保持する情報は、上記Aの情報の他に、「住民票の除票固有の記載事項に当たる項目」、「住民票の除票固有のその他の項目」の全ての最新データとする。
C	住民記録システムで管理する、支援対象者の情報を保持する。申出者、併せて支援措置を求める者、加害者等の情報を管理する。住民記録システムの外部に用意してもよいが、その場合でも常に最新データにアクセスできること。

住民記録システムの処理機能(システムで実行する処理)	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出、申請、申出に応じて、日本人住民及び外国人住民のデータの登録、変更、削除を行う。 ・庁内他部署又は関係他機関からの通知、連絡に応じて、日本人住民及び外国人住民のデータの記載、変更、削除を行う。 ・支援対象者に係る異動、照会、交付等の各処理に対する抑止の制御を行う。 ・住民基本台帳事務の処理実績の出力を行う。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申請に応じて、各種証明書の交付を行う。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットCSを經由して、他市区町村と日本住民及び外国人住民のデータ連携を行う。 ・市町村連携サーバと連携して、市町村通知情報及び市町村伝達情報の送受信を行う。 ・団体内統合宛名システムに対して、特定個人情報を含む団体内統合宛名システムが使用する情報の送信を行う。 ・庁内他システムに対して住民基本代用情報の提供を行う。

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】に基づくツリー図の案



出典: 総務省自治体システム等標準化検討会(住民記録システム等標準化検討会)第5回(令和3年4月)資料1

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

5 価値を生み出すガバナンス

5.1.2 政府CIO レビューの実施

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

ア.クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、**共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）**を整備し、早期に運用を開始する。

（略）

また、独立行政法人、**地方公共団体**、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、**具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

（略）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

（略）

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。**その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「(仮称) Gov-Cloud」 の整備	国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用					
	国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討 先行事業（地方公共団体分、一部稼働）					
	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「(仮称) Gov-Cloud」 の提供（地方公共団体 関係）		「(仮称) Gov-Cloud」提供				
標準化 (共通要件、機能要件 の基準)		法案提出	仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、 17業務の機能要件)			
標準準拠システムの開発				標準準拠 システム開発 (「(仮称) Gov-Cloud」 上でのサービス 提供前提)		
地方公共団体		「(仮称) Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大				
				標準準拠システムへの移行（※） (地方公共団体は「(仮称) Gov-Cloud」を活用し、 標準準拠システムを利用)		

※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

ガバメントクラウドとは

- 「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 地方自治体の情報システムについても、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討をすすめることとしています。
- 対応方針は、次のとおりです。

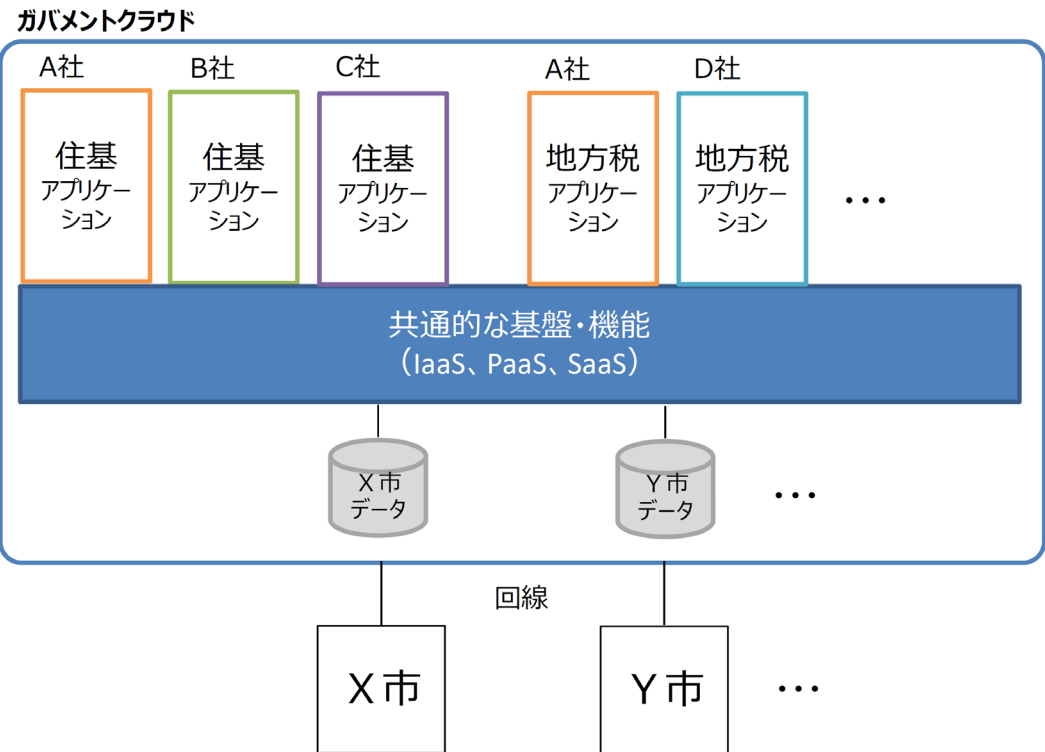
① アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のアプリケーションを、ガバメントクラウドに構築することができます。

- ※ 基幹業務等とは、基幹業務（住基、税、介護等のいわゆる17業務）のほか、これに付属又は密接に連携する業務です。
- ※ 構築できる事業者やアプリケーションの要件、手続等は、今後検討・提示していきます。

② 基幹業務等のアプリケーションは、複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、地方自治体は、それらの中から選択することが可能です。

③ 地方自治体は、基幹業務等を、オンラインで利用できるようになります。

→ 地方自治体は、これまでのように、自らサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを所有する必要がなくなります。



地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット

出典：内閣官房情報通信技術（IT）
総合戦略室資料（令和3年1月）

【その1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

【その2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

【その3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

【その4】

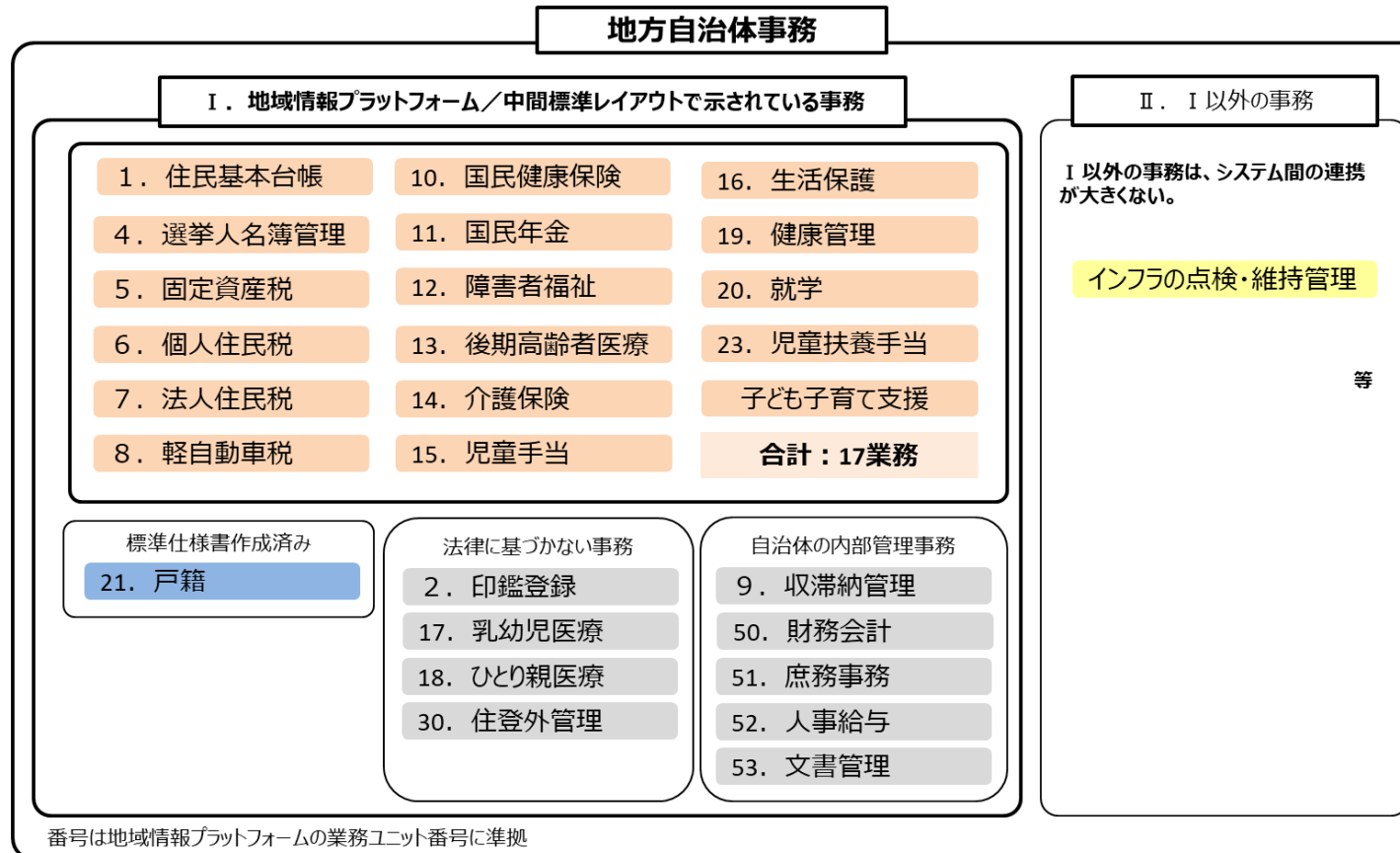
ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

出典：内閣官房情報通信技術（IT）
総合戦略室資料（令和3年1月）

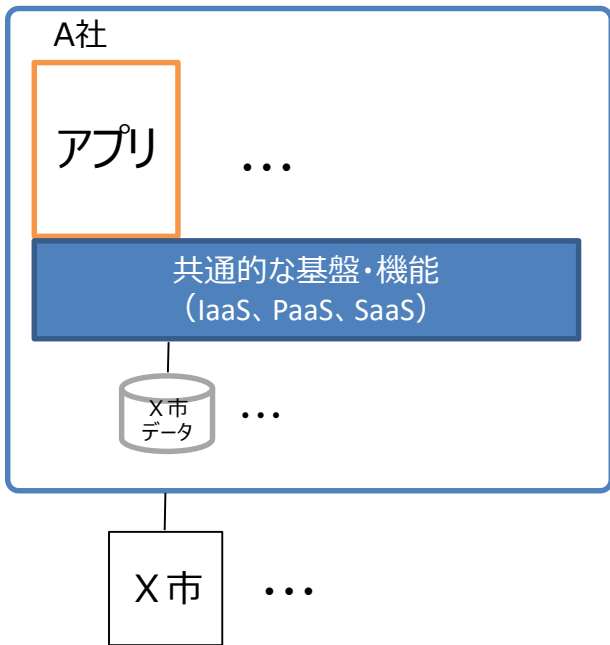
- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の17業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。



地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料（令和3年1月）

先行事業（R3・R4）

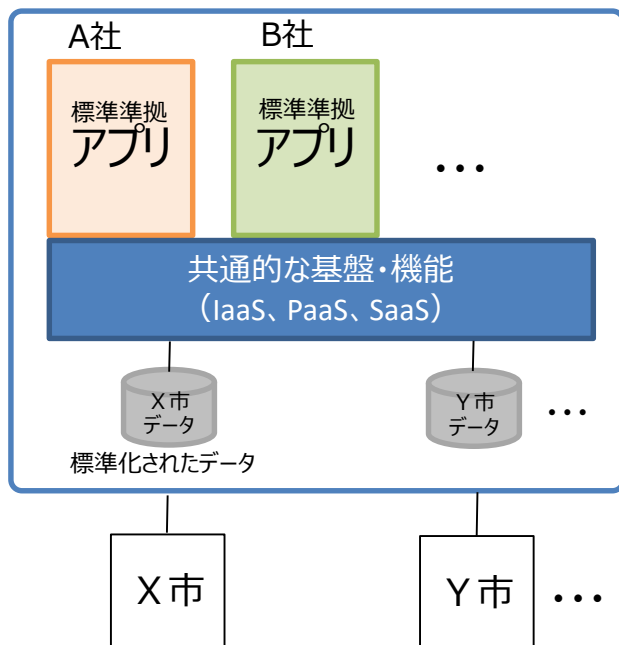


ガバメントクラウドの活用を開始

ガバメントクラウドへのクラウドリフトを先行事業として行い、課題や手法の整理を行います。

2022（R4）年度までに緊急時給付等を簡便に行うためのアプリケーション（（仮称）自治体等共通SaaS）等をガバメントクラウドに構築します。

本格移行期（R5～R7）

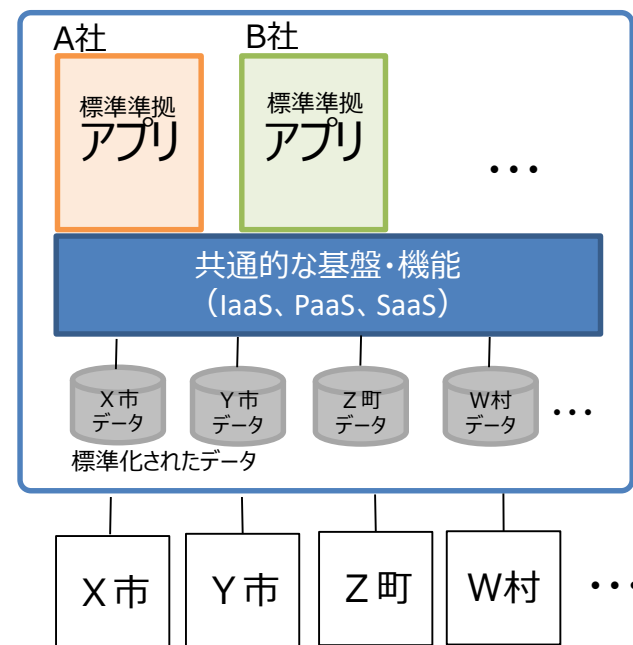


標準仕様に準拠した業務アプリがガバメントクラウドに構築され、地方自治体が順次、活用を開始

活用を開始した地方自治体において、

- ① 主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。
- ② 制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
- ③ アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

【R7年度末の姿】



原則、全ての地方自治体で活用を開始

原則、全ての地方自治体において、

- ① 主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。
- ② 制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
- ③ アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。